

火山避難のさらなる実効性確保に向けた主な項目ごとの取組み事例

資料－４

主な項目		要領作成により、 具体化・明確化できた事項	今後、具体化・明確化を要する事項	具体化・明確化に必要な取組みや手段	参考
避難の対象者・誘導方針	避難経路	降灰影響を考慮した避難経路の選択肢	避難経路の選択に必要な防災情報（風向、降灰量等）の把握方法 避難経路選択の判断基準	【関係機関との協議】 ・防災情報（風向、降灰量等）を把握する仕組みづくり ・避難経路選択の判断基準づくり 【訓練】 ・防災情報の収集・避難経路の選択に係る模擬訓練	事例１：山中湖村 【要領３①関係】
	登山者・観光客の帰宅支援	避難誘導先	登山者・観光客の位置・人数の把握方法 下山者の安否確認方法（協議会内での共有）	【関係機関との協議】 ・登山者・観光客の位置・人数を把握する仕組みづくり 【訓練】 ・指定した避難誘導先の開設・運営訓練	事例２：富士河口湖町 【要領３④関係】
		①自家用車利用者の帰宅手段 ②公共交通機関等利用者の帰宅手段（町が手配したバス）	（最寄り駅までの）輸送手段の確保方法	【関係機関との協議】 ・輸送手段の確保 ・下山者の帰宅を支援する仕組みづくり 【訓練】 ・下山者用車両の確保・輸送訓練（所要の時間等を計測し、原単位を確認）	事例３：富士河口湖町 【要領３④、５②関係】
	避難行動要支援者の避難支援	・避難支援等実施者 ・避難誘導先	さらなる避難誘導先（域内の民間施設及び隣接市町村の公共施設等）の確保方法	【関係機関との協議】 ・民間事業者や隣接市町村との協議の場づくり 【訓練】 ・名簿及び個別計画に基づく避難訓練	事例４：富士吉田市 【要領３⑤、５②関係】
避難対象者の行動	住民の避難手段	①自家用車保有者の避難手段（自家用車、自転車、徒歩等） ②自家用車非保有者の避難手段（自転車、徒歩、町が手配した車両等）	①渋滞を回避するための地区ごとの避難手順 ②輸送手段の確保方法	①【関係機関との協議】 ・避難対象地区ごとの避難開始時期・避難経路の特定（上流側地域の早期避難） 【訓練】 ・自家用車を用いた避難訓練 ②【関係機関との協議】 ・輸送手段の確保 【訓練】 ・住民用車両の確保・輸送訓練	事例５：山中湖村 【要領５①②、３⑤関係】
情報伝達	登山者・観光客への情報伝達	情報伝達ルート（火山防災協議会→町→町観光協会→観光事業者→登山者・観光客）	警戒すべき現象や避難先・手段を分かりやすく表現した伝達文例	【関係機関との協議】 ・官民合同の協議の場づくり 【訓練】 ・観光事業者との連携による情報伝達訓練	事例６：富士河口湖町 【要領６①②⑥関係】

取組課題

火山現象による状況の変化に応じて、どの避難路を活用するか？

【現状】

優先的に啓開を要する路線の選定
道路降灰作業の方針決定

第16節 道路啓開体制の整備【総務課、生活産業課】

道路管理者は、火山災害によって通行に支障を来す場合に備えるため、優先的に啓開を要する道路の選定、要員の確保及び道路啓開資機材・除灰に必要な車両の確保等を行う。

地域防災計画富士山火山編 P329

第10節 降灰対策【全課】

- (1) 気象庁が県内を対象として降灰予防を発表したとき、若しくは県内に降灰があったときは、村は県と協力し、互いに協力して降灰分布を把握するとともに、甲府地方気象台等から降灰にかかわる風向・風速情報を収集し、報道機関の協力を得て、降灰状況を住民等へ周知する。
- (2) 民有地内の降灰除去は、各家庭及び各事業者による対応を原則とし、各家庭から排出された灰の回収は、村が実施するものとする。また、各事業者から排出された灰については、一時的仮置き場までの搬入を各事業者の責任において実施するものとする。
- (3) 村は、降灰が予想される場合、清掃、集積した火山灰の一時的仮置き場、火山灰の利用、処分等について事前に検討を行う。また、降灰があったときは、除雪業者と連携を図って対応する。
- (4) 道路管理者は、あらかじめ、ロードスweeper等の道路除灰作業に活用可能な資機材の所有状況を把握するとともに、富士山噴火に伴う道路除灰作業計画の策定に努める。
大量の降灰や広範囲の降灰で、除灰機材の確保や作業方針の調整が必要な場合には、関係機関と連携を図り、道路除灰作業の方針を決定するものとする。
- (5) 降灰侵入によって水道の浄化施設、機械類の故障等が生じた場合には、給水車、簡易ろ過装置等による給水活動を実施する。

地域防災計画富士山火山編 P347

①具体化・明確化を要する事項

広域避難を見据え、可能性のある避難経路の影響の把握

- ⇒噴火時に火口の風下側では降灰により避難に影響を及ぼすことが予想される。
- ⇒広域避難を見据えて、避難の際に通行する避難路の降灰による通行への影響を注視しておく必要がある。

②具体化・明確化できた事項

降灰影響を考慮した避難経路の選択肢

- ・風向き：山体の風下側
※風向により影響を受ける道路：
国道138号線、国道413号線、県道729号線

現在の風向により、影響が想定される路線を注視すべき路線として明記

【留意点】

- ・噴火時の風向と、影響を受ける可能性がある道路との関係を整理しておく。
例：マトリックスで整理しておき、緊急時の一覧性を高める。

③今後、具体化・明確化を要する事項

- ・避難経路の選択に必要な防災情報（風向、降灰量等）の把握方法
- ・避難経路選択の判断基準

④具体化・明確化に必要な取組みや手段

- 【関係機関との協議】・防災情報（風向、降灰量等）を把握する仕組みづくり
・避難経路選択の判断基準づくり
- 【訓練】・防災情報の収集・避難経路の選択に係る模擬訓練

取組課題 登山者・観光客の帰宅支援をどのようにしてスムーズに行うか？

【現状】

必要機能を確保した避難場所、避難所を開設・運営する。

4 避難場所及び避難所の整備

町は、噴火による災害から避難する住民等の指定緊急避難場所及び指定避難所の整備・指定について、次の点に留意します。

- (1) 車両で集団避難する場合の二次避難地（指定緊急避難場所）をあらかじめ指定します。
- (2) 要配慮者の避難については、再避難をさける地域とします。
- (3) 大量の降灰を想定して、堅牢な建物の確保に努めます。
- (4) 避難所として指定した建物について、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めます。
- (5) 指定避難所における救護所、通信機器等の施設・設備の整備に努めます。
- (6) 指定避難所に食糧、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布、仮設トイレ等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めます。
- (7) 一次・二次避難地（指定緊急避難場所）は、原則として徒歩で避難できる範囲とします。
- (8) 要配慮者のための福祉避難所について、社会福祉施設や公的な宿泊施設及び民間の宿泊施設などの利用ができるよう、協定を締結するなど、十分な施設の確保に努めます。

地域防災計画富士山火山災害編 P262

8 避難所の開設・運営

(1) 避難所の開設

- ① 町長は、火山災害により被害を受け、又は受けるおそれのある者を対象に、火山現象に適した避難所を開設します。
- ② 町長は、住民に避難準備の呼びかけを実施した場合に、火山現象に適した避難所を開設します。
- ③ 町長は、必要に応じて、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、火山災害に対する安全性を確保したうえ、管理者の同意を得て避難所として開設するよう努めます。

地域防災計画富士山火山災害編 P284

①具体化・明確化を要する事項

登山者・観光客の帰宅支援

⇒噴火警戒レベル2相当の場合、下山してきた登山者の一時的な集結地が必要になることが予想される。
⇒この場合、高次の噴火警戒レベルで開設する避難所と異なり、立ち寄り拠点のような使いやすい施設を位置付ける必要がある。

②具体化・明確化できた事項

避難誘導先

○中央公民館

・噴火警戒レベル「**2相当**」への**引上げにより**一時集結地として開設

※収容可能な人数：最大400人程度

・開設・運営：**生涯学習課の職員により対応**

→不足する見込みの場合は、町民体育館を開設

・対象者：主に下山者（帰宅困難者）

※道路事情等により避難が複数日に跨ぐ場合は町内の他の避難所（体育館）を開設

○ホテル等（**休憩希望者のみ案内**）

・河口湖観光連盟を通じて利用可能なホテル旅館を把握→観光課

・町として協定を締結しているホテル等は、準備ができ次第開設

・対象者：登山者（**中央公民館に来た方のうち、帰宅手段がない方を優先**）

・噴火警戒レベル2相当から、帰宅者に開放する施設を明記
・施設の開設・運営にあたる担当課を明記

【留意点】

- ・下山者の立ち寄り人数等は推定が困難であることから、必要な支援の程度に応じて職員配備を柔軟に調整可能なよう、富士河口湖町役場の近傍にある中央公民館を位置付けた。
- ・噴火警戒レベル2相当での対応であり、中央公民館は避難所のように運営するものではなく、休憩・情報収集等のために施設を開放する程度とする。

③今後、具体化・明確化を要する事項

登山者・観光客の位置・人数の把握方法
下山者の安否確認方法（協議会内での共有）

④具体化・明確化に必要な取組みや手段

【関係機関との協議】・登山者・観光客の位置・人数を把握する仕組みづくり

【訓練】・指定した避難誘導先の開設・運営訓練

取組課題

登山者の下山のための車両を確保するか？

【現行計画】

観光施設にて施設利用者の輸送車両を確保する。

5 住民等の避難準備・避難行動

(1) 町長等により入山自粛の呼びかけ等が実施されたときは、平常どおり営業を継続する観光施設等においては、施設利用者に対して情報の伝達を確実にする体制をとるとともに、輸送車両の確保等緊急時の避難に関する準備を開始するものとします。

地域防災計画富士山火山災害編 P280

2 入山自粛・観光客等の帰宅促進の情報伝達

(1) 町は、火口周辺警報が発表された場合、山小屋等へ噴火警報に関する内容、予測される災害、とるべき措置等を直ちに、伝達するとともに、警察、消防機関、道路管理者と連携して、立て看板の設置や巡回等により登山者・入山者の早期下山を呼びかけます。

(2) 町は、噴火警報が発表された場合、広報車、防災行政無線、ホームページ等を活用して、帰宅促進の広報を行います。

(3) 県は、火口周辺警報及び噴火警報が発表された場合、報道機関に対して入山自粛を呼びかけ、観光客の帰宅促進についての報道を依頼するとともに、可能な限りヘリコプターを活用した広報を行います。

(4) 県、町及び町観光連盟は、観光客の誘導にあたり、互いに連携し、道路の規制及び交通機関の運行に関する情報等を収集して、観光施設、宿泊施設等に対して情報提供を行います。

地域防災計画富士山火山災害編 P277,278

3 帰宅困難者等の保護

交通機関の管理者等は、自力で帰宅することが困難な通勤者、通学者、出張者、観光客及び買い物客等並びに滞留者が発生したときは、町、警察等と密接な連携をとりつつ、情報提供や広報活動等により不安の解消と安全確保に努めるものとします。滞在期間が長期にわたるとき、又は危険が予測されるときは、最寄りの指定避難所等安全な場所に誘導し保護するものとします。町災対本部は、各機関を通じて滞留者の状況を把握し、必要な措置をとるものとします。

地域防災計画富士山火山災害編 P289

①具体化・明確化を要する事項

登山者・観光客の帰宅手段

⇒火口周辺警報が発表された場合は、現行計画に従い、運搬を前提ではなく、帰宅促進の呼びかけを第一に考え、帰宅困難な方を関係機関と連携して対応する必要がある。

②具体化・明確化できた事項

①自家用車利用者の帰宅手段

②公共交通機関等利用者の帰宅手段（町が手配したバス）

特段の要請を受けない限り、各自の手段で帰宅して頂くことを明記

【登山者】

- ・五合目まで下山してきた登山者から順次、スバルライン経由で各自帰宅するよう五合目事業者を通じて呼びかける。バスによるピストン輸送も想定。
- ・けが人が出たとの連絡を受けた場合、富士五湖消防本部と連携して対応を図る。
※駅までの支援は市町村・県で連携して行う。

【観光客】

- ・富士山の噴火警戒レベルの引上げに伴い、入山規制（五合目以上の登山道）になったことを伝え、できる限り帰宅（町内にとどまらない）するよう呼びかける。

【留意点】

- ・けが人の場合は富士五湖消防本部に依頼し、輸送力が必要な場合は町として締結しているバス事業者との覚書に基づき対応する。

③今後、具体化・明確化を要する事項

（最寄り駅までの）輸送手段の確保方法

④具体化・明確化に必要な取組みや手段

【関係機関との協議】 ・輸送手段の確保

・下山者の帰宅を支援する仕組みづくり

【訓練】 ・下山者用車両の確保・輸送訓練（所要の時間等を計測し、原単位を確認）

取組課題 避難行動要支援者を、どの施設に移送するか？

【現行計画】

住民等は二次避難地に移動後は、市が用意する車両で避難対象地域外に避難又は退去

第5 住民等の避難準備・避難行動

- 1 市長等により入山自粛の呼び掛け等が実施されたとき、平常どおり営業を継続する観光施設等においては、施設利用者に対して情報の伝達を確実にする体制をとるとともに、輸送車両の確保等緊急時の避難に関する準備を開始する。
- 2 住民等は、避難勧告又は指示があった場合、原則として、市が指定する指定緊急避難場所又は自主防災組織があらかじめ選定した一次避難地に集合し協力して安否確認等を行うものとする。登山者・入山者は、入山規制が行われた場合には、協議会で示されている「富士山噴火時避難ルートマップ（平成28年6月作成）」に記載のある吉田、富士宮、御殿場、須走の各登山道及び山麓に広がる徒歩道、林道等を避難路として、速やかに下山する。
- 3 住民等は、一次避難地において安否確認等を行った後に、市長があらかじめ指定した二次避難地（指定緊急避難場所）に移動し、市が用意する車両で避難対象範囲外に避難又は退去する。なお、自ら避難のために交通手段を確保できるものは、当該交通手段により避難対象範囲外に避難又は退去する。
- 4 要配慮者のうち施設に入院、通所又は入所している者は、施設管理者が他の施設等への移動若しくは家族への引渡を実施する。
- 5 医療機関に入院している者は、県、市、当該医療機関が、後方医療機関への搬送を実施する。

地域防災計画富士山火山編 P341

①具体化・明確化を要する事項

避難行動要支援者の避難支援

⇒避難行動要支援者を避難誘導する際、福祉避難所、宿泊施設等が候補となるが、第2次避難対象エリア外に確保することが望ましい（現状では難しい）。
⇒避難行動要支援者への呼びかけや避難の支援に、避難支援等関係者がすべきことを明らかにする必要がある。

②具体化・明確化できた事項

- ・避難支援等実施者
- ・避難誘導先

福祉避難所、宿泊施設等の活用可能性、指定避難所内での一部スペースを検討

「避難誘導の基本的な方針」

- ・避難支援等関係者（自治会、自主防災会、消防団等）にあらかじめ配付された避難行動要支援者名簿をもとに**地区の要支援者宅を訪問して自主避難を促すように依頼**する。指定緊急避難場所（地区会館等）に集合する。もしくは、自家用車等で第2次避難対象エリア外の指定避難所に避難する。
- ・一時集合場所：第2次避難対象エリア内の地区会館等
- ・指定避難所（第2次避難対象エリア外）：下吉田小学校、下吉田第二小学校、下吉田東小学校、富士見台中学校、富士小学校
- ・避難行動要支援者について、自主防災組織、民生委員へ予め配付している**名簿をもとに支援を依頼**する。

【留意点】

- ・現在の指定避難所のうち、避難行動要支援者の避難に活用可能なスペースの所在を確認する必要がある。
- ・指定避難所の名称及び収容人員（参考）
下吉田第二小学校（321名）、下吉田中学校（430名）、
下吉田東小学校（215名）、富士小学校（189名）、富士見台中学校（240名）
- ・第2次避難対象エリアのうち、より危険側の地区から優先的に避難誘導を開始
①上宿、松山地区：下吉田第二小、下吉田中、新屋、鐘山地区：下吉田東小 に避難
②中宿、下宿、中曽根、御茶屋、大明見地区：富士見小、富士見台中 に避難

③今後、具体化・明確化を要する事項

さらなる避難誘導先（域内の民間施設及び隣接市町村の公共施設等）の確保方法

④具体化・明確化に必要な取組みや手段

- 【関係機関との協議】・民間事業者や隣接市町村との協議の場づくり
【訓練】・名簿及び個別計画に基づく避難訓練

取組課題

避難の際の移動手段を指定する必要があるか？

【現状】

村が用意する車両で避難又は退去

第5 住民等の避難準備・避難行動

- (1) 村長等により入山自粛の呼びかけ等が実施され、平常どおり営業を継続する場合の観光施設等不特定多数が集まる集客施設においては、施設利用者に対して情報の伝達を確実にする体制をとるとともに、輸送車両の確保等緊急時の避難に関する準備を開始する。
- (2) 住民等は、避難勧告又は指示があった場合、原則として、自主防災会があらかじめ選定した一次避難地に集合し、協力して安否確認等を行うものとする。登山者・入山者は、入山規制が行われた場合には、速やかに下山する。
- (3) 住民等は、一次避難地において安否確認を行った後に、村長があらかじめ指定した二次避難地（指定緊急避難場所）に移動し、村が用意する車両で避難対象範囲外に避難又は退去する。
なお、自ら避難のために交通手段を確保できるものは、当該交通手段により避難対象範囲外に避難又は退去する。
- (4) 要配慮者のうち施設に入院、通所又は入所している者は、施設管理者が他の施設等への移動若しくは家族への引渡しを実施する。
- (5) 医療機関に入院している者は、村、県、当該医療機関が、後方医療機関への搬送を実施する。

地域防災計画富士山火山編 P338

①具体化・明確化を要する事項

避難時の移動手段の指定

- ⇒現行計画では、村による車両の確保もしくは自ら避難のために確保した交通手段により避難することとなっており、現状に即した呼びかけとすることが必要である。
- ⇒避難行動要支援者は独力での避難が難しいため要請に応じて搬送車両の手配が必要である。

②具体化・明確化できた事項

- ①自家用車保有者の避難手段（自家用車、自転車、徒歩等）
- ②自家用車非保有者の避難手段（自転車、徒歩、町が手配した車両等）

・避難先の駐車台数に余裕があり、満車や周辺道路への影響は限定的と考え手段の指定はなし。
 ・独力での避難が難しい場合の車両の手配を位置付ける。

※独力での避難が難しい方には「自治会」の要請に応じて役場で車両を手配するなど、臨機に対応する。

※避難行動要支援者の支援：避難支援等関係者（消防本部、消防団、警察、民生委員・児童委員、村社会福祉協議会、自主防災会（区））による支援・介助により避難する。

【留意点】

- ・第2次、第3次避難対象エリアで同時に車両避難が生じると、危険側にある第2次避難対象エリア側での渋滞が懸念される。このため、避難を要する地域である第2次避難対象エリアからの早期避難の重要性をより周知徹底する必要がある。
- ・各地区の区長（や組長）に対して、噴火警戒レベルと取るべき防災対応の関係を平常時から周知しておく必要がある。
 （特に、第3次避難対象エリアの車両避難の際には第2次避難対象エリアからの車両避難は普段より時間がかかる可能性がある）。

③今後、具体化・明確化を要する事項

- ①渋滞を回避するための地区ごとの避難手順
- ②輸送手段の確保方法

④具体化・明確化に必要な取り組みや手段

- ①【関係機関との協議】・避難対象地区ごとの避難開始時期・避難経路の特定（上流側地域の早期避難）
 【訓練】・自家用車を用いた避難訓練
- ②【関係機関との協議】・輸送手段の確保
 【訓練】・住民用車両の確保・輸送訓練

取組課題

観光客に対して、どのようにして情報伝達を行えばよいか？

【現状】

あらゆる手段を用いて、住民、観光客、登山者へ避難に関する情報を伝達する。

避難に関する情報伝達

- (1) 町長は、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は指示（緊急）に加え、車両の使用の可否など避難の手段等を、防災行政無線、広報車等で危険地域の住民、観光客、入山者、関係機関等に速やかに伝達するほか、その内容の周知徹底のため警察官、消防職員、消防団、報道機関等の協力を得ます。
- (2) 町は、要配慮者への情報伝達にあたっては、的確な情報伝達を行うよう民生委員、福祉関係団体、自治会（区）等に協力を得て速やかに伝達を行います。
- (3) 町長は、避難勧告又は指示（緊急）等を行った場合には、町観光連盟、関連する観光事業者に伝達して、一時滞在者の避難や帰宅促進・観光自粛等の対応を呼びかけます。

地域防災計画富士山火山災害編 P278

- ・事業者を通じた観光客への伝達方法を明記
- ・火山防災協議会として統一的内容ごとに分けて発表することを明記

①具体化・明確化を要する事項

観光客に対する情報伝達手段や情報の内容

⇒現行計画をもとに、避難対象者により確実に情報を届ける手段が何かを個別に確認して、具体的な伝達方法を位置付ける必要がある。

②具体化・明確化できた事項

情報伝達ルート

(火山防災協議会→町→町観光協会→観光事業者→登山者・観光客)

【情報伝達方法】

- ・町から伝達：防災無線、町のホームページ、電話により登山者・観光客に伝達
※観光協会にある連絡網を通じて、町内のホテルや五合目の関係者に伝達
※避難するにあたり中央公民館を一時集結地にする、といった誘導等を示す。
- ・事業者から伝達：報道機関、観光事業者の協力を得て観光客に伝達

【情報発表】

- ・災害情報：火山対策協議会として火山専門家の見解を基にして統一した内容を記者会見
※いつ、だれが、どこで行うのかを協議会であらかじめ整理する必要がある。
- ・観光情報：風評被害対策として正確な情報を観光課が整理し観光連盟より発表発表内容は、富士五湖観光連盟に共有する。

【留意点】

観光客への情報伝達として町からの伝達のほか、より効果の見込める事業者経由、報道機関経由の情報伝達方法を位置づけた。

③今後、具体化・明確化を要する事項

警戒すべき現象や避難先・手段を分かりやすく表現した伝達文例

④具体化・明確化に必要な取組みや手段

- 【関係機関との協議】・官民合同の協議の場づくり
- 【訓練】・観光事業者との連携による情報伝達訓練